

定 款
株式会社平和ホールディングス

2026年10月1日改訂

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 平和ホールディングスと称し、英文では、HEIWA HOLDINGS INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと及び主に次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を保有することにより当該法人等の事業活動を支援、支配又は管理することを目的とする。

- (1) 各種遊技機械の開発、製造、販売、リース及びレンタル
- (2) 建築工事、電気工事、管工事、内装仕上工事、機械器具設置工事の請負、設計施工管理
- (3) 各種娯楽用具の開発、製造、販売
- (4) 音声、映像、コンピュータのソフトウェアの企画、制作、販売
- (5) 情報提供、情報収集、情報分析サービス業
- (6) 娯楽施設、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ゴルフスクール等のスポーツ施設、ホテル等の宿泊施設、レストラン、食堂、喫茶店等の飲食施設や売店等の経営等のレジャーに関する事業
- (7) ゴルフ場等のスポーツ・レジャー施設の利用に関する会員権の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
- (8) ゴルフ用品等のスポーツ・レジャー用品の製造、仕入、販売、輸出入、リース及びレンタル
- (9) ゴルフに関する催事、イベントの企画、立案、運営
- (10) 発電及び電気の供給に関する事業
- (11) 不動産の管理、賃貸、売買
- (12) 金銭の貸付、仲介その他の金融業務及び貸金業
- (13) 金銭債権の取得、譲受、保有、管理、処分
- (14) 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の取得、保有、管理、売買及び賃貸等
- (15) 旅行業
- (16) 古物売買業
- (17) 墓地の建築、分譲及び管理並びに墓石の建設及び販売
- (18) 前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1） 取締役会
- （2） 監査役
- （3） 監査役会
- （4） 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、228,903,400株とする。

2. 種類ごとの発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	228,853,400株
A種優先株式	50,000株

（単元株式数）

第7条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4） 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第2章の2 種類株式

(優先配当金)

第11条の2 当会社は、剰余金の配当を行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額（ただし、A種優先株式1株の払込金額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。以下同じ。）に10%（以下「本配当年率」という。）を乗じて得た額を一事業年度における配当額の上限とする。以下「A種年間優先配当額」という。）の金銭を配当する。

2. ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行ったA種優先株式1株あたりの剰余金の配当額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額については、翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「累積未払配当金」という。）。累積未払配当金については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。
3. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、一事業年度において、A種年間優先配当額及び累積未払配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

第11条の3 当会社が残余財産の分配を行うときは、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式

1株につき、A種優先株式1株の払込金額を基準として当該A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額（ただし、A種優先株式1株の払込金額を上限とする。）の金銭を支払う。

（議決権）

第11条の4 A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の5 当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額（市場実勢やA種優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して定めるものとする。）の金銭の交付と引き換えに取得することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

（種類株主総会の決議を要しない旨の定め）

第11条の6 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。

2. 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項及び第239条第4項に定める種類株主総会の決議を要しない。

第3章 株主総会

（招集）

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時、招集する。

（開催場所）

第13条 当社は、東京都で株主総会を開催する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）

第15条 株主総会は、取締役会の決議に基づいて、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(種類株主総会)

第 19 条 第 13 条、第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

2. 第 17 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
3. 第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

(員数)

第 20 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 当会社は、取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規程）

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。